



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 937 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)..... 1
- 938 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 1
- 939 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 2
- 940 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 2
- 941 大規模小売店舗の変更の届出 (")..... 3
- 942 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 4
- 943 保安林の指定 (森林整備課)..... 5
- 944 さんご漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度及び許可又は起業の認可の申請をすべき期間 (資源管理課)..... 5

○ 訓令

- *23 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務課)..... 5

○ 公告

- 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県点字図書館及び和歌山県聴覚障害者情報センタ一)における指定管理者の募集 (障害福祉課)..... 6

○ 監査公表

- 監査公表第22号 9

告 示

和歌山県告示第937号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成28年8月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072500980	合同会社ネモフィラ	居宅介護支援事業所 ガーベラ	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字南大居2369番地	居宅介護支援	平成28.8.1	平成34.7.31

和歌山県告示第938号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年8月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072201563	田辺ダイハツ販売株式会社	リハプライドあきづ	和歌山県田辺市秋津町277番地1	介護予防通所介護	平成28.8.1	平成30.3.31

和歌山県告示第939号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年8月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001220	合同会社れもん	ケアプラザれもん	和歌山県橋本市高野口町名倉1195番地	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28.8.1 平成28.8.1	平成34.7.31 平成30.3.31
3071500726	株式会社翔愛	ヘルパーステーション心愛	和歌山県有田市辻堂471番地1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28.8.1 平成28.8.1	平成34.7.31 平成30.3.31
3071401271	医療法人恵友会	医療法人恵友会デイサービスセンターらそ恵友	和歌山県海南市船尾257番地7	通所介護 介護予防通所介護	平成28.8.1 平成28.8.1	平成34.7.31 平成30.3.31

和歌山県告示第940号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年8月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス明洋店
和歌山県田辺市目良1763-3外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年3月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,691㎡

6 駐車場の収容台数

67台

7 駐輪場の収容台数

23台

8 荷さばき施設の面積

28㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

9.0㎡

10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時50分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

敷地東側2箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

平成28年7月22日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成28年8月5日から同年12月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第941号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート紀の川井阪店
和歌山県紀の川市下井阪597番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 縦覧図書のとおり
(変更後) 縦覧図書のとおり
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 敷地中央・東側、敷地南側隔地 609台
(変更後) 敷地中央・東側 321台
 - (3) 駐車場の出入口の数及び位置
(変更前) 敷地北側(2箇所)、敷地南側、隔地北側(2箇所)、隔地東側計6箇所
(変更後) 敷地北側(2箇所)、敷地南側計3箇所
- 4 変更年月日
 - (1) 平成28年4月1日他
 - (2) (3) 平成29年3月12日
- 5 変更する理由
 - (1) 小売業者変更のため
 - (2) (3) 隔地駐車場を返還するため
- 6 届出年月日
平成28年7月11日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)
紀の川市農林商工部商工観光課(紀の川市西大井338番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成28年8月5日から同年12月5日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第942号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年7月25日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年8月18日まで縦覧に供する。

平成28年8月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
--------------	---------------------

平成28年度第44号-1	日高郡日高町荊木字高村56-1外1筆
平成28年度第44号-2	日高郡日高町小中字大碓456-1外1筆
平成28年度第45号	日高郡印南町西ノ地字平ノ岡994-3
平成28年度第46号-1	日高郡由良町門前字山崎坪559-1外1筆
平成28年度第46号-2	日高郡由良町門前字坊之坪722外2筆

和歌山県告示第943号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字瀧ノ尻568の1、568の5
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第944号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第25条第1項の規定により、さんご漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を1（うち、さんご潜水艇又はさんご網を用いるもの1。その他の方法によるもの0。）と定め、同規則第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を平成28年8月10日から同月23日までと定めたので、同規則第25条第4項及び第8条第3項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

訓 令**和歌山県訓令第23号**

庁中一般
各地方機関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表海草振興局の部農林水産振興部の款農業水産振興課の項中「海農農水」を「海農農振」に改め、同表那賀振興局の部農林水産振興部の款農業水産振興課の項中「那農農水」を「那農農振」に改め、同表伊都振興局の部農林水産振興部の款農業水産振興課の項中「伊農農水」を「伊農農振」に改め、同表有田振興局の部農林水産振興部の款農業水産振興課の項中「有農農水」を「有農農振」に改め、同表日高振興局の部農林水産振興部の款農業水産振興課の項中「日農農水」を「日農農振」に改め、同表西牟婁振興局の部農林水産振興部の款農業水産振興課の項中「西農農水」を「西農農振」に改め、同表東牟婁振興局の部農林水産振興部の款農業水産振興課の項中「東農農水」を「東農農振」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年8月5日から施行し、この訓令による改正後の和歌山県公文書管理規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

公 告

公 告

県が設置する和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館及び和歌山県聴覚障害者情報センター）における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成28年8月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 和歌山県点字図書館

ア 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階

イ 規模等

(ア) 延床面積 360.52㎡

(イ) 施設 閲覧室、録音室、印刷室、相談室兼聴読室、点字図書用書庫兼発送室、音訳図書用書庫、研修室、事務室及び更衣室

(2) 和歌山県聴覚障害者情報センター

ア 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階

イ 規模等

(ア) 延床面積 308.47㎡

(イ) 施設 交流サロン（貸出利用室兼情報機器利用室兼発送室）、スタジオ（試写室兼制作室）、相談室、研修室兼会議室、事務室及び機材収納室

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例（平成28年和歌山県条例第58号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成すること

ができること。

- (2) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める説明会（以下「説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの
 - ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
 - イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの
- (7) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

- (10) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
 - (11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
 - (12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
 - (13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
 - (14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び仕様書並びに説明会に関する事項
- (1) 募集要項及び仕様書の配布
 - ア 配布期間 平成28年8月5日（金）から同月19日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階
 - (2) 説明会
 - ア 日時 平成28年8月23日（火）午後1時30分
 - イ 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階 1-B会議室
 - ウ 内容 募集要項及び仕様書の説明
 - (3) 説明会の参加手続
 - 説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。
 - ア 参加申出書の配布
 - (ア) 配付期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配付場所 (1) イに同じ。
 - イ 参加申出書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ
 - (4) 申請に係る質問等
 - ア 期間 平成28年8月24日（水）から同年9月6日（火）まで
 - イ 回答日 平成28年9月12日（月）
 - ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問に対する回答は、説明会に出席した全ての団体に対して行う。
 - (5) 申請受付期間等
 - ア 期間 平成28年9月13日（火）から同月28日（水）まで
 - イ 選定結果の通知及び公表 平成28年11月上旬
 - (6) 指定管理者としての指定
平成29年1月上旬
- 7 問合せ先
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2533

ファクシミリ番号 073-432-5567

監査公表

和歌山県監査公表第22号

平成28年3月9日付け監査報告第23号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年8月5日

和歌山県監査委員 江川 和明

和歌山県監査委員 足立 聖子

和歌山県監査委員 濱口 太史

和歌山県監査委員 鈴木 太雄

1 社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟

監査実施年月日 平成28年2月10日及び3月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成26年度身体障害者福祉施設等運営事業補助金(聴覚障害者情報提供施設運営事業費補助金)の実績報告について、事業費の一部に補助対象外経費(法人全体の業務に係る旅費)が計上されていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 所管課に対する注意事項 平成26年度身体障害者福祉施設等運営事業補助金(聴覚障害者情報提供施設運営事業費補助金)について、事業費の一部に補助対象外経費(法人全体の業務に係る旅費)が計上された実績報告による補助金の交付が行われていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 社会福祉法人の新会計基準が平成23年7月に制定されたことに伴い、和歌山県身体障害者連盟においては平成26年度に新会計基準に移行した。その際、会計区分を細分化したことにより、誤って補助対象外経費を計上したものである。当該補助対象外経費に係る補助金については平成28年4月に返還した。 また、平成28年3月27日より税理士の資格を持った監事を1名増員し監事の総数を3名とし、内部監査体制を強化するとともに会計事務のさらなる適正化を図るため、複数人でチェックする体制を整えた。</p> <p>(2) 当該補助対象外経費に係る補助金の返還及び会計事務の適正な処理の履行について、指導した。</p>

2 公益財団法人わかやま産業振興財団

監査実施年月日 平成28年2月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>設備貸与事業等に係る未収金については、平成26年度末で約2億179万円となっており、前年度末に比し約57万円減少したが、依然として多額である。 引き続き未収金の回収に向け努力されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>未収金の回収については、債務者はもとより連帯保証人やその相続人に対しても、より積極的かつ粘り強い交渉を行っていく。 時効の管理を適切に行い、案件によっては顧問弁護士に対応を相談の上、今後とも債権の回収及び管理に努める。</p>

3 和歌山県住宅供給公社

監査実施年月日 平成28年2月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

- (1) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設(敷地を含む。)のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。
- (2) 平成26年度における宅地分譲の事業実績はなく、今後とも岸宮サニータウンの残っている区画の分譲に努められたい。
- (3) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成26年度末の収入未済額は約8,420万円となっており、前年度末に比し約75万円増加しているが、調定額に対する収入率は91.4%で、前年度末に比し1.4ポイント改善されている。
引き続き、県(建築住宅課)及び徴収事務委託管理者と連携し未収金の縮減に努められたい。

- (1) 未移管施設のうち古屋団地の道路及び下水道施設については、和歌山市が移管の条件とした道路橋定期点検要領(平成26年6月国土交通省道路局)に基づく点検補修と道路の補修等を完了の上、平成28年3月に移管申請を行い、同年6月の和歌山市議会で承認された。
現在、移管に向けての最終手続を行っているところである。
- (2) 平成27年度当初、保有地は岸宮サニータウンの2区画が残っていたが、1区画については、平成27年9月に分譲した。残りの1区画については、県の広報誌を利用するなど、早期の分譲に向けて取り組んでいる。
- (3) 県営住宅使用料の未収金については、県建築住宅課、公社及び委託管理者の三者がそれぞれ役割を分担し、連携を密にしながら収納に努めている。また、毎年度策定している「家賃滞納整理方針」に基づき、適正な債権管理に努めるとともに、新たな滞納者が発生しないよう早期の納付指導にも取り組んでいる。

4 公立大学法人和歌山県立医科大学
監査実施年月日 平成28年2月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 診療費(患者負担分)の未収金については、平成26年度末で附属病院本院で約1億3,509万円、紀北分院で約453万円となっており、前年度末に比し附属病院本院で約6,752万円、紀北分院で約533万円それぞれ減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 旅費計算において計算を誤り過支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 随意契約の見積書において、見積者の氏名が記載されておらず、代表者印の押印もなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 診療費(患者負担分)の未収金については、専任職員を配置し、随時、電話や文書、訪問による督促を行うとともに、一括支払が困難な患者に対しては分割支払の相談に応じるなど、債権の確実な回収に努めている。 その結果、平成26年度末、附属病院本院及び紀北分院を併せた未収金約1億3,962万円のうち、平成28年3月末現在で7,373万円を回収した。 さらに、未収金の発生を防止するため、患者支援センターや病棟との連絡を密にし、患者の経済状況を把握した上で、支払困難な患者には高額現物給付制度や公費による救済制度を紹介する等の取組を積極的に行っている。 また、平成26年1月に弁護士事務所と契約を結び、患者及び相続人並びに連帯保証人に対する未収金の回収及び居所・相続人調査の業務を委託し、適正な債権管理に努めている。</p> <p>(2) 旅行命令簿の記載事項と支給要件を満たしているかどうかの確認を徹底している。 なお、旅費の過支給分については、戻入処理済みである。</p> <p>(3) 契約締結に当たり徴収した見積書の記載内容の確認を徹底している。</p>

5 一般社団法人和歌山県私学振興基金協会
監査実施年月日 平成28年2月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>貸付事業における償還金の未収金については、平成26</p>	<p>注意事項</p> <p>貸付事業における償還金の未収分については、平成26年</p>

年度末で約608万円となっており、今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

度末で約608万円となっていたが、約401万円は既に回収済みであり、残額は約207万円となっている。

現在は貸付事業を実施していないが、未収分については4月当初に文書での督促を行い、返済計画書を提出させた上で、厳正に回収できるよう努める。

6 一般社団法人和歌山県歯科医師会

(和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者)

監査実施年月日 平成28年2月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県が無償で貸与する備品の管理について、常に良好な状態に保ち、医療の安全の観点から医療機器等の保守点検を適正に行うべきところ、全身麻酔器の保守サービスが平成25年1月に終了していたことを平成26年9月まで認識していなかった。また、全身麻酔器が使用不可となった平成26年9月時点で速やかに県に報告すべきであったところ、平成27年3月まで県が報告を受けた形跡はなかった。当該機器の不備により協定書に定める歯科診療業務の一部が実施できない状態となっているので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 所管課に対する注意事項</p> <p>県が無償で貸与する備品について、貸与中の全身麻酔器の保守サービスが平成25年1月に終了していたことを指定管理者から報告を受けるまで認識していなかった。当該機器の不備により協定書に定める歯科診療業務の一部が実施できない状態となっているので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 医療機器等の保守点検を定期的に行い、機器の損耗状況を的確に把握するとともに、診療に支障を来すおそれのある故障等を発見した場合には、速やかに県に報告し、協定書に定める歯科診療業務に支障を来すことのないよう努める。</p> <p>(2) 医療機器等の耐用年数及び機器の損耗状況について、指定管理者と情報共有を行うとともに、医療機器等の保守点検時に診療に支障を来すおそれのある故障等を発見した場合には、速やかに県に報告するよう、指定管理者に対して指導した。</p>

7 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部

(和歌山県植物公園緑化センター及び根来山げんきの森指定管理者)

監査実施年月日 平成28年2月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 草刈りに係る賃金の領収書において、金額を訂正し受領者の訂正印のないものがあつた。また、領収日の記載がなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 所管課に対する注意事項</p> <p>草刈りに係る賃金の領収書において、金額を訂正し受領者の訂正印のないものがあつた。また、領収日の記載がなかったため、指定管理業務が的確に遂行されるよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 領収書の金額について修正する場合は、必ず受領者から訂正印の押印を受けるよう徹底する。日付については、複数名によりチェックを行い、記載漏れ等がないよう注意する。</p> <p>(2) 文書により、領収書の適正な処理について指導を行った。</p>

8 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

(河西緩衝緑地、和歌山県立体育館、和歌山県立武道館及び県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ指定管理者)

監査実施年月日 平成28年2月10日及び3月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項	注意事項

<p>(1) 和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブにおける自動ドア設備保守点検及び移動吊物機構保守点検について、基本協定の仕様書に定める回数の点検を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 所管課に対する注意事項 本来県が行うべきトイレ修繕について、協議の上指定管理者が行っていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>(1) 自動ドア設備保守点検及び移動吊物機構保守点検について、適正な処理が行われるよう、基本協定の仕様書に定める点検回数の周知徹底及びチェック体制の強化を図った。</p> <p>(2) 施設等の修繕について、今後は仕様書に基づき適正に実施していく。</p>
---	---

9 TSAグループ

(秋葉山公園県民水泳場指定管理者)

監査実施年月日 平成28年2月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 利用料金収入の現金管理について、秋葉山公園県民水泳場管理事務所の現金管理簿の「売上計」と「当日現金」に相違があり、その原因説明の記録が保管されていない事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 現金管理簿の「売上計」と「当日現金」に相違がある場合は、必ず管理日報にその理由等の詳細を記載するとともに、レシート等の記録の保管を徹底することとした。</p>